

提言

21世紀の多様化社会を迎えて、
農業の意義を見直そう

平成17年4月

社団法人関西経済同友会
農業政策委員会

1. はじめに～基本認識

我が国の農業は存続の危機に直面している。

就農者の高齢化が急速に進展する一方、新たな就農者は慢性的に不足し、耕作放棄地は増加の一途をたどっている。

意欲的な就農者は、長時間労働、気候変動といった厳しい条件下で懸命の努力を行っているが、我が国の食生活が急速に欧米化し、畜産物や油脂類の消費が拡大するなか、その生産に必要な飼料穀物や油糧種子の多くを海外に依存したことから、食料自給率(カロリーベース)は40%と主要先進国中最低レベルにまで落ち込んでしまった。

しかし、これまでの農業政策は、コメの生産調整や意欲の有無にかかわらず支払われる価格補填など、農業の競争力強化につながらない施策に多くの資金が費やされていた面があり、現状のまま、東アジア自由経済圏や経済連携協定(EPA)、貿易自由協定(FTA)の実現に伴って安価な海外農産品がさらに流入すると、壊滅的な事態を招く恐れもある。

また、依然として世界の人口は増加し続けており、中長期的に世界の食料需給が逼迫する可能性を考えれば、我が国のみが海外からの食料輸入を確保しつつけられる保証はないばかりか、他国の食料安全保障を脅かさないという意味でも、我が国として自立的に食料を確保できる体制を確立することは国際的な責務でもある。

さらに、耕作放棄地の増加は、自然災害防止や環境改善の阻害要因となり、国土の保全コストを押し上げ、経済的にも国民生活を脅かしかねない。

このような状況下、農業を国民生活の必要欠くべからざる基盤と位置付け、その意義を再定義していくことは国民全体の課題である。

政府においては、3月25日に閣議決定された、今後10年の農政のあり方を示す新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業の構造改革を推進していくとしているが、我が国農業の重要性を考えると、その再生を政府にのみ任せるのではなく、経済界も積極的に議論を喚起し、政策形成・展開に関与していくことが必要である。

関西経済同友会農業政策委員会は、このような認識のもとに、①企業経営者としての視点、②都市生活者としての視点、③関西活性化の視点から検討を行い、農業の産業的自立、食の安全、安心の確保、新たなライフ・スタイルの構築などについて、以下の提言をとりまとめたところである。

2. 提言「21世紀の多様化社会を迎えて農業の意義を見直そう」

【基本的な考え方】

農業は、国民の食生活を支える必要欠くべからざる基盤であるが、現在の我が国の農業は、その役割を十分に果たしているとは言い難い。

我が国の農家戸数の大半は兼業農家であり、耕地面積も小さく、先祖からの農地を引き継いだ個人が細々と耕作を続けるというのが典型的イメージとなっているが、我が国の農業が、食料安全保障という本来の機能を十全に発揮するには、小規模な農地や担い手のみによるのではなく、新たな農業のかたちを追求していく必要がある。

また、21世紀を迎え、国民の価値観は多様化し、経済的価値にとどまらず、「ゆとり」や「いやし」を求める動きがかつてなく高まっている。

このような中、日本文化の原点である農業や農村から都市生活者が学ぶべきところは多く、自然回帰により心の豊かさや新たなライフ・スタイルを実現するためにも、その育成、発展を図るべきものであると考える。

本提言により、我が国の農業が活性化し、「安全、安心な食生活の実現」「国土や自然環境の維持」「伝統文化・景観の継承」「都会を離れた余暇機会の提供」といった多面的な役割を発揮していくことを期待する。

《提言 1》

新たな「食料・農業・農村基本計画」の具体化に全力で取り組み、構造改革の実効を挙げよ。

- 新たな「食料・農業・農村基本計画」における「プロ農家の育成支援」「大規模経営の推進」等、政策転換への動きを高く評価する。
- ただし、今後の実行段階において、新たな農業政策が換骨奪胎され、集中的・重点的支援の対象となるべき「プロ農家」等の範囲が無闇に拡大されるなど、これまでのバラマキ的政策を実質的に継続することは許されない。構造改革の実効を挙げて行くには、施策の推進にあたって実施状況を定期的にフォローアップし、政策評価に基づく見直しを確実に実施することが重要であり、なし崩し的に目標達成時期を先送りすることのないようにすべきである。
- また、新たな「食料・農業・農村基本計画」の成果をより大きくするためには、個々の営農条件を勘案し、例えば、小規模農家が多い地区においては、コミュニティの力を活用することにより、地区全体としての生産効率の向上を目指すなど、施策のヴァリエーションを持たせることが必要であるほか、就農者に対して消費者本位の視点を徹底するよう意識改革を促していくことが求められる。

- さらに、農業協同組合は、先進的な取り組みを行っている例はあるものの、「組合員メリットに敏感でない」「組織・事業の運営ノウハウが確立していない」「消費者ニーズを踏まえた農産物販売システムが構築されていない」等、改革の遅れが指摘されている。現在、取り組んでいる農協改革については、同業他社との競争を明確に意識したうえで、経営形態の見直しを含め、より抜本的な施策に取り組み、我が国の農業の活性化に貢献することを期待する。

《提言 2》

農業の担い手の拡大に向けて、農地法改正により農地取得の自由化を実現し、株式会社の農業参入を促すとともに、就農ニーズの顕在化を図れ。

- 我が国の就農者は、65歳以上が半数以上と著しく高齢化し、近い将来における担い手激減が確実な状況にあり、新たな担い手の拡大に向け、新規参入の障壁となっている農地法を改正し、門戸を開くことが喫緊の課題となっている。一方、株式会社による農地借入を認めている構造改革特区では2004年10月までに36社が参入しており、潜在需要は大きい。
- このような状況下、農林水産省が来年の通常国会に法案を提出することとしている「株式会社による農地借入の全国展開」「耕作放棄地の強制貸出」を高く評価するが、さらに進んで株式会社による農地所有を用途制限、転売規制を付したうえで全面的に解禁するべきである。
- 人材面でも、民間企業が募集した農業インターン・プロジェクトに多数の応募があるなど、相当規模の就農希望者が存在している。今後、このような就農ニーズを顕在化させていくには、一般企業への就職と比較して、著しく情報が乏しい現状を改め、就職情報誌の活用、研修制度の充実など、参入機会の整備が重要となる。
- また、実際に就農を希望する人材に対しては、「農地が確保できない」「農業では生活できない」といった課題の解決に向け、積極的な支援を講じていく必要があるが、農林水産省、地方自治体による新規就農支援は、研修終了後に一定期間の「年季奉公」を求める硬直的なものとなっており、より自由度の高い制度に改めていかなければならない。

《提言 3》

次代の農業を魅力あるものにするため、イメージ・アップと多様な人材の確保に取り組み。

- 現在、大学の農学部においては、水や空気の清浄化に関わる環境分野や、食の安全分野に関心を持つ学生が増えている。また、欧米諸国においてもロハス(L O H A S =Lifestyle Of Health And Sustainability)と呼ばれる、地球環境に優しいライフ・スタイルが大きな潮流となっており、優秀で前向きな人材を農業関連産業に確保する絶好のチャンスが到来している。
- また、農地を離れ、人工培地を活用したハイテク菜園での野菜栽培の取り組みも始められており、従来型就農者にとどまらず、生物資源技術者とでもいべき新たな就農者が求められているほか、農業の産業的自立に向け、経営管理、安全管理、情報処理等、多様な人材を確保していくことが不可欠である。
これを機に、大学の農学部の名称を、より現代的な「生物資源科学部」に変更するなど、農学教育のイメージ・アップと教育プログラムの革新を図り、次代の農業を支える人材の層を厚くすることも必要である。
- さらに、イネ・ゲノムの解読等、日本はバイオ・テクノロジーの研究分野で世界をリードしており、その成果を、食の「安全」「安心」や周辺の生態系を損なうことなく、農業の生産性向上に資する品種改良等の分野に活用できるよう研究を推進していくべきである。

《提言 4》

生産から流通、消費まで一貫した食の「安全」「安心」を確立するため、政府は、食のリスク管理機能を消費者の立場から一元化せよ。

また、地方自治体は、広域連携による「食品安全連絡会議」を設置し、食品事故の未然防止と事後対応を確立せよ。

- 我が国においては、食の「安全」「安心」に対する関心が高まる一方であるが、近年、生産、加工、流通の各段階において食品事故等が多発し、食に対する信頼を根底から揺るがす状況に陥っている。

既に、食の安全に関するリスク評価は、関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的、中立的にこれを行う食品安全委員会が設置されているが、リスク評価に基づいて食の安全確保のための施策を策定するリスク管理については、農林水産物に関しては農林水産省が、食品衛生に関しては厚生労働省が行うかたちとなっている。欧州諸国では、リスク管理を行うにあたって「農場から食卓まで(from farm to table)」という食料供給システム全体を対象とした施策の展開が必要であるとの考え方が主流化しており、我が国においても消費者の立場をいっそう重視し、農水省と厚労省がより緊密な連携を図るなど、リスク管理の一元化を実現すべきである。

【欧州における食品安全行政の再編例】

・イギリス

農漁業・食料省及び保健省が所掌していた食品の安全性にかかわる政策等を、食品安全行政を統一的に所掌する独立した官庁として設立された「食品基準庁」に移管

・ドイツ

保健省及び経済省が所掌していた消費者保護政策に関する事務を食料・農業・森林省に移管。その後、新たに食品の安全性確保に関する事務を一元的に所管する「消費者保護・食料・農業省」が発足。さらに食品に由来する健康危害のリスクについて科学的に適正に評価を行う機関と、それら科学的な評価結果に基づく適切な規制等を講ずる機関とを機能的に分離することとし、それぞれ「連邦リスク評価研究所」、「連邦消費者保護・食品安全庁」を新設。

・デンマーク

食品衛生を担当していた「食品庁」が、保健省から、農畜産業の振興、家畜衛生、動植物検疫等を所掌していた農漁業省に移管され、新たに「食料・農漁業省」を設立

- また、国だけでなく地方自治体においても、食の「安全」「安心」確立に向けた体制整備を行っていくことが求められており、今後、地方自治体間の広域連携により、食の「安全」「安心」の専門家を中心に消費者やメディアを含めた「食品安全連絡会議」を設置し、自然災害、市況激変、風評被害といった食のリスクに対するセーフティーネットを構築する必要がある。

(特に、食に関する事件が多数発生した関西の地方自治体は、食の「安全」「安心」確立を重要課題として認識し、他の地域に先駆けて食のリスクに対するセーフティーネットの構築に取り組むべきである。)

- なお、BSE問題については、食品安全委員会が、生後20ヶ月以下の牛を全頭検査の対象から除外することを答申し、米国等、全頭検査を義務付けていない国からの牛肉輸入再開に道を拓いており、貿易摩擦回避の観点から高く評価するが、リスク・コミュニケーションの観点からは、異常プリオンの発生原因等、現時点では立証困難な部分も含め、科学的裏付けを提示したうえで、消費者の選択判断に任せよう。

《提言 5》

ライフ・スタイルを改善する「食育」を展開し、消費サイドから食料自給率向上を図るとともに、各省庁との連携で「国産国消」「地産地消」を国民運動として展開せよ。

- 我が国は、国民の食生活に必要なエネルギーの半分以上を海外からの農産品に依存しており、世界的には今後の人口増加等に伴って食料需要が拡大していくこと明らかであるが、国民の危機感は希薄なままであり、海外からの農産品輸入がストップするという最悪の事態も含め、食料安全保障のあり方を国民的課題として共有していくことが重要である。
- 食料自給率の向上には、生産サイドの改革に加え、自給率の高い農産品を積極的に活用した食生活の実現に向けた「食育」を推進し、消費サイドからも食料自給率向上を図っていくことが不可欠であり、家庭、学校、外食産業を問わず、農産品ごとの自給率を明示し、「国産」「地産」食材の割合を高めたメニューを提案するなど、食料安全保障に関わる問題として食生活を見直すよう啓蒙活動を展開していく必要がある。

併せて、例えば◇◇大根、△△ネギなど、地域の固有名詞をブランド名にした特徴ある農産品づくりも重要である。今や、消費者の選択行動は、価格以外のファクターにも左右されるなど、多様化されており、地域ブランドの振興は、新たな市場の開拓にもつながる。食文化王国「関西」のクールな(カッコいい)イメージと組み合わせ、世界に輸出することを目標に、地域ブランド化を図るべきである。
- また、「食育」においては、食の大切さを身をもって実感することが重要であり、都市部の耕作放棄地を活用するなどして、学校教育の一環として耕作体験を積極的に取り入れていくことも不可欠である。今日の都市生活では農業が疎遠なものとなっているが、自ら汗を流す耕作体験を通じて、日常の食生活が多くの人々の苦労と手間のうえに成り立っていることを知ることは、食に対する関心を高め、「国産」「地産」の食生活をいっそう促進することにつながる。
- 内閣総理大臣を会長とし、関係閣僚、消費者、生産者、学識経験者などで構成する「食育推進会議」の設置等を盛り込んだ「食育基本法」は、昨年の国会に提出されたものの、年金改革法審議の混乱等により今次通常国会での継続審議となっており、早期成立を図るよう強く望む。

《提言 6》

我が国の国益に直結する E P A 等を早期実現するためにも、農業の国際競争力強化を図るとともに、農産品の全面的な輸入自由化を推進せよ。

- 我が国の農産品輸入は既に相当程度自由化されているものの、E P A、F T A 締結に向けた各国との交渉では、国内農業への配慮等から交渉が難航しており、我が国全体の利益拡大のため、意見書「アジア 4 カ国との経済連携協定に望む」（2005 年 1 月、関西経済同友会等）を踏まえ、改めて農産品の全面的な輸入自由化を求める。

食料安全保障、食の「安全」「安心」確保の観点からは、例えば、我が国の主食であるコメについては、国内産とマーケットがあまり競合しないインディカ米から関税引き下げを進めていくなど、一定の政策配慮は必要であるが、政府においては、「経営の効率化」と「売れる農産品づくり」をキーワードに、我が国の農業の国際競争力強化に積極的に取り組み、農産品の全面的な輸入自由化を即時実施すべきである。

- 農産品の輸入自由化に伴う農家への対策としては、海外からの農産品価格を上昇させ、実質的に消費者がコストを負担する従来の関税に代え、短期的には税を財源とした所得補償、中長期的には新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づくプロ農家の育成支援により、経営の安定化を図ることが考えられる。

所得補償により営農を促すことは、単なる食料生産にとどまらず、二酸化炭素の吸収、水源の涵養、生態系の保全等、多面的な機能を有する農地を維持することにもつながり、従来型公共事業費を見直して財源を確保し、国土保全を目的とした「みどりの公共事業」として、これを行うべきである。

- このようななか、農林水産省が、「みどりのアジア E P A 推進戦略」（2004 年 11 月）において「ニッポン・ブランドの農林水産物・食品の輸出促進」に取り組む姿勢を示したことは、輸入農産物に圧倒されてきた我が国の農業が反転攻勢に打って出る決意を表明したものとして高く評価する。

《提言 7》

製造業等にならい経営技術、産業技術を積極的に農業分野に導入し、効率化の推進と産業的自立、安定化を図れ。

- 世界的に貿易の自由化が進むなか、今後の我が国の農業に求められているのは、戦後60年の間に世界のトップ・レベルまで進歩を遂げた製造業、サービス業にならい、経営・産業技術を積極的に取り入れ、効率化の推進と産業的自立、安定化を図っていくことである。
- 例えば、コンビニエンス・ストアは、単なる物品販売にとどまらず、消費者の利便拡大の観点から様々なサービスを付加することにより、個人経営の酒販店等を再生し、今日では一種の社会的インフラ・ストラクチャーとして機能している。農業においても、消費者本位の観点から、内食、中食、外食、それぞれの段階に応じた加工生産、食品関連産業との連携による新商品開発、「農」「食」を一体としたグリーン・ツーリズム開発など、新たなヴァリュー・チェーンの生み出しを図ることを期待する。
- また、ロボット・テクノロジーによる生産プロセスの自動化は、生産効率の向上、のみならず、農地を離れた施設型生物資源開発にも道を拓くことになるが、設備・研究開発投資に多額の資金を要することとなるため、技術の普及拡大を図る初期段階においては税、補助金等での優遇措置を講じる必要がある。関西が強みを発揮できる先端技術と農業との新たな結合は、関西の活性化にも大きな効果が期待できる。
- さらに、政府においては、我が国で開発された高付加価値の品種を、育成者に許可無く生産、販売、輸出入することを禁じているところであるが、種子や苗木の海外持ち出しは容易な面があるため、海外における無許可生産・販売に対する摘発を強化するとともに、輸入に際しての水際でのチェック体制をさらに強化するなど、農業における知的財産権・ブランド商標権保護を積極的に行っていくべきである。

《提言 8》

「都市と農村の融和」をコンセプトに、農村の活性化と都市生活者の新たなライフ・スタイルを実現しよう。

- 人口減少社会の到来を目前に、都心居住の動きが顕在化するなど、都市の外延化は終わろうとしているなか、今後は「都市または農村」という二者択一ではなく、「都市と農村」という双方のメリットを享受するライフ・スタイルの可能性が拡大することは確実である。

国土交通省の「二地域居住人口研究会」では、都市生活者が、都市での就業を維持しつつ、生活時間のかなりの部分を農村等で過ごすという新しいライフ・スタイルの確立に向け、新たな休暇制度(隔週を含む週休3日制)、費用負担ルール(住民税の配分)の確立等、二地域居住の促進施策を集中的に進めることにより、現在の約100万人が2030年頃には1,000万人以上にまで拡大するとイメージしている。

- 特に関西は、人口2,000万人を擁する我が国第2の巨大都市圏でありながら、自然環境にも恵まれ、都市から農村へのアクセシビリティは極めて高く、需要、供給の両面から多大なポテンシャルを有しており、都市と農村の交流拡大に積極的に取り組んでいくべきである。
- さらなる都市・農村交流の拡大に向けては、週末営農等の都市生活者の半定住、定年帰農等の定住を視野に入れた受け入れ体制整備を進めていくことが課題であり、都市生活者の受け入れが拡大すれば、簡易宿泊施設の運営をはじめ新たなビジネスが発生し、農村の側にも「みどりの雇用」とでも言うべきメリットが生じる。
- 都市と農村の交流拡大は、農村に宿泊・物販・飲食面での経済効果を発揮するだけでなく、我が国の原点である農村の伝統的な文化、景観を活かした地域づくりを促すことにもつながり、コンクリートによる公共事業で失われてしまった美しい農村を再生する国家百年の計の切り札となる。

21世紀の多様化社会における国民生活が「心の豊かさ」に満ちたものになるためにも、我が国の農村が本来の姿を取り戻し、「ゆとり」や「いやし」という、経済的価値を超越した、しかし、必要欠くべからざる役割を果たしていくことを期待する。

以上

【資料編目次】

1. はじめに	
(1) 農家戸数と農業就業人口の推移	・・・11
(2) 新規農業者等の推移	・・・11
(3) 耕作放棄地の増加	・・・11
(4) 供給熱量の構成の変化と品目別供給熱量自給率	・・・12
(5) 日本と諸外国の食料自給率（カロリーベース）の推移	・・・12
(6) 生産調整対策の経緯と実績	・・・13
(7) 食料・農業・農村基本法下における農産物の価格・経営安定対策の概要	・・・13
(8) 世界の人口、穀物の生産量・収穫面積の移り変わり	・・・14
(9) 農業及び森林の有する多面的機能	・・・14
(10) 食料・農業・農村基本計画のポイント	・・・別添
2. 基本的な考え方	
(1) 農家一戸当たりの平均経営規模（経営部門別）の推移	・・・15
(2) 農業の有する多面的機能	・・・15
3. 提言 1	
(1) 農協改革（経済事業改革）	・・・16
4. 提言 2	
(1) 構造改革特区において経営に参入している法人の状況	・・・17
(2) 農業インターンプロジェクト紹介	・・・18
5. 提言 3	
(1) 菜園の紹介	・・・19
6. 提言 4	
(1) 食品安全委員会概要図	・・・21
7. 提言 5	
(1) 食育基本法案の概要	・・・21
8. 提言 6	
(1) アジア 4 カ国との経済連携協定交渉に望む	・・・22
(2) みどりのアジア EPA 推進戦略	・・・23
9. 提言 8	
(1) 二地域居住人口の現状推計と将来イメージ	・・・23

1. はじめに

(1) 農家戸数と農業就業人口の推移

(農林水産省「新たな食料・農業・農村基本計画」中間論点整理関係資料 (H16年 8 月) より)

	昭 35 年	45	55	平 2 年	7	12	13	14	15
農家戸数 (万戸)	606	540	466	383	344	312	307	303	298
販 売 農 家	主業農家 (%)	—	—	77.5	19.7	16.0	15.7	15.3	15.0
	準主業農家 (%)	—	—		20.2	19.2	19.0	18.3	17.7
	副業的農家 (%)	—	—		37.2	39.6	39.9	40.7	41.2
	自給的農家 (%)	—	—	22.5	23.0	25.1	25.4	25.7	26.0
農業就業人口 (万人) (A)	1,454	1,035	697	565	490	389	382	375	368
うち 65 歳以上人口 (万人)	—	182	171	202	227	206	207	208	207
農業就業人口における 高齢者の割合 (B/A)		17.6	24.5	35.7	46.3	53.0	54.1	55.4	56.1

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

注 1：平成 12 年～15 年の農業就業人口は、販売農家の数値である。

2：平成 7 年～15 年の主業農家割合、準主業農家割合と副業的農家割合は、農家戸数に占める割合である。

主 業農家：農業所得が主（農家所得の 50%以上が農業所得）で、65 歳未満の農業従事 60 日以上の子帯員がある農家をいう。

準 主業農家：農外所得が主で、65 歳未満の農業従事 60 日以上の子帯員がある農家をいう。

副 業的農家：65 歳未満の農業従事 60 日以上の子帯員がない農家をいう。

販 売農家：経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万以上の農家

3：平成 2 年～15 年の自給的農家割合は、総農家数に占める割合である。

自 給的農家：経営耕地面積が 30 a 未満で、かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。

(2) 新規農業者等の推移

(農林水産省「新たな食料・農業・農村基本計画」中間論点整理関係資料 (H16年 8 月) より)

	新規就農青年 [39 歳以下] (千人)	うち新規学卒 就農者 (千人)	うち離職 就農者 (千人)	中高年 [40 歳以上の 離職就業者] (千人)	合計 (千人)
昭和 60 年	20.5	4.8	15.7	73.4	93.9
平成 2 年	4.3	1.8	11.4	11.4	15.7
7	7.6	1.8	40.4	40.4	48.0
12	11.6	2.1	65.9	65.9	77.1
13	11.7	2.1	67.8	67.8	79.5
14	11.9	2.2	68.0	68.0	79.8
15	11.9	2.2	68.3	68.3	80.2

資料：農林水産省「農業構造動態調査」、「農業センサス」等。

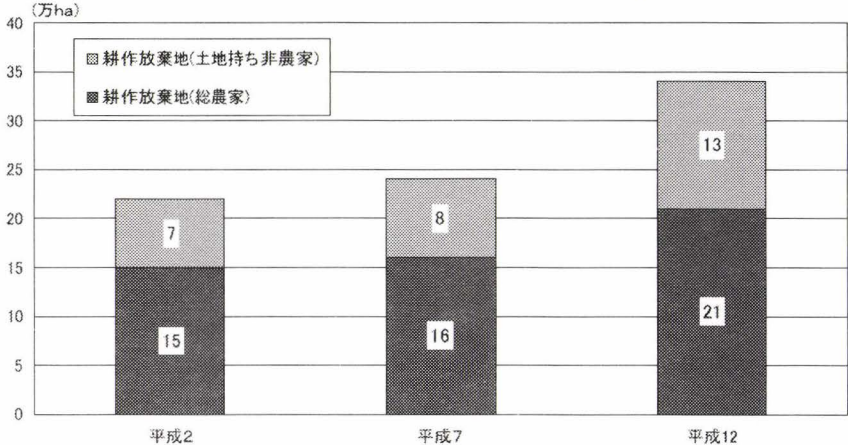
注 1：「離職就農者」とは、他産業への勤務が主から農業への従事が主になった人。

(在宅、Uターンを問わない。中高年齢者の離職就業者には、他産業に従事しながら農業にも従事していた者が退職の結果農業が主となったものが含まれる)

2：平成 3 年以降は「販売農家のみ」の調査値である。

(3) 耕作放棄地の増加

(農林水産省「新たな食料・農業・農村基本計画」中間論点整理関係資料 (H16年 8 月) より)

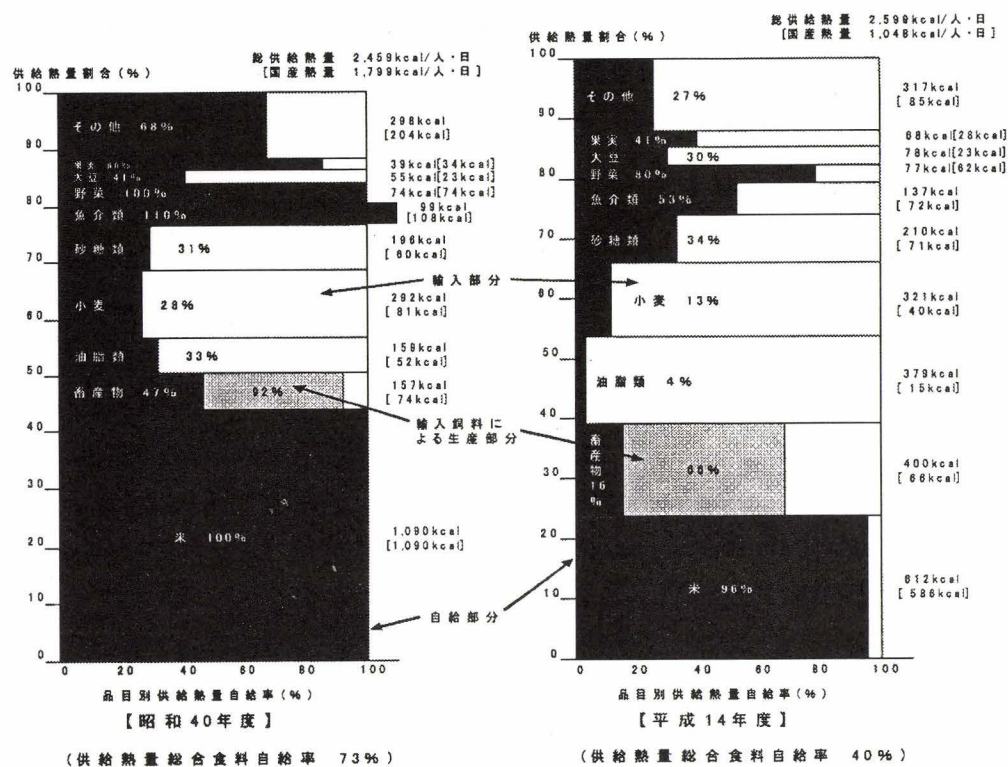


資料：農林水産省「農林業センサス」

注：農家とは、経営耕地面積が 10a 以上の世帯等をいい、土地持ち非農家とは、農家以外で、耕地及び耕作放棄地を合わせて 5a 以上所有している世帯をいう。

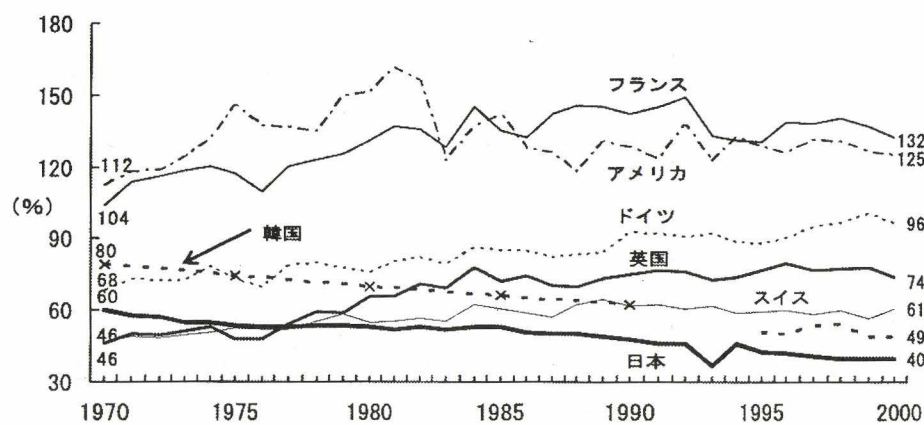
(4) 供給熱量の構成の変化と品目別供給熱量自給率

(農林水産省「新たな食料・農業・農村基本計画」中間論点整理関係資料 (H16年 8 月) より)



(5) 日本と諸外国の食料自給率 (カロリーベース) の推移

(農林水産省「食料・農業・農村をめぐる現状と課題」(H16年 1 月) より)



注: 1) フランス、アメリカ、ドイツ、英国、スイスについてはFAO「FoodBalanceSheets」等を基に農林水産省で試算 (1970年～2000年)
 2) 韓国については、韓国地方経済研究所「KoreanFoodBalanceSheet2000」による (1970、1980、1990及び1995～2000年)。なお1990年以前と1995年以降では算出方法が異なるため、データは連続しない。

(6) 生産調整対策の経緯と実績

(農林水産省「生産調整の現状と課題」(H14年 1 月) より)

対策名	年度	目標面積 (千 ha)	実施率 (%)	対策名	年度	目標面積 (千 ha)	実施率 (%)
稲作転換 対策	46	547	98	水田農業 確立対策	62	770	102
	47	520	108		63	770	103
	48	498	112		元	770	103
	49	325	98		2	830	103
	50	244	111		3	830	103
	51	215	91		4	700	108
水田総合 利用対策	52	215	99	水田営農 活性化対策	5	676	106
	53	391	112		6	600	102
水田利用 再編対策	54	391	121		7	680	101
	55	535	109	新生産調整 推進対策	8	787	100
	56	631	106		9	787	102
	57	631	107	緊急生産 調整推進対策	10	963	99.5
	58	600	106		11	963	100
	59	600	103	水田農業 経営確立 対策	12	963	101
	60	574	103		13	1,010	100
	61	600	103		14	1,010	—

(注) 13年度の実施率は 7 月 31 日現在の見込み

14年度の目標面積は 13年度に控除したかい廃面積 40 千 ha を含む

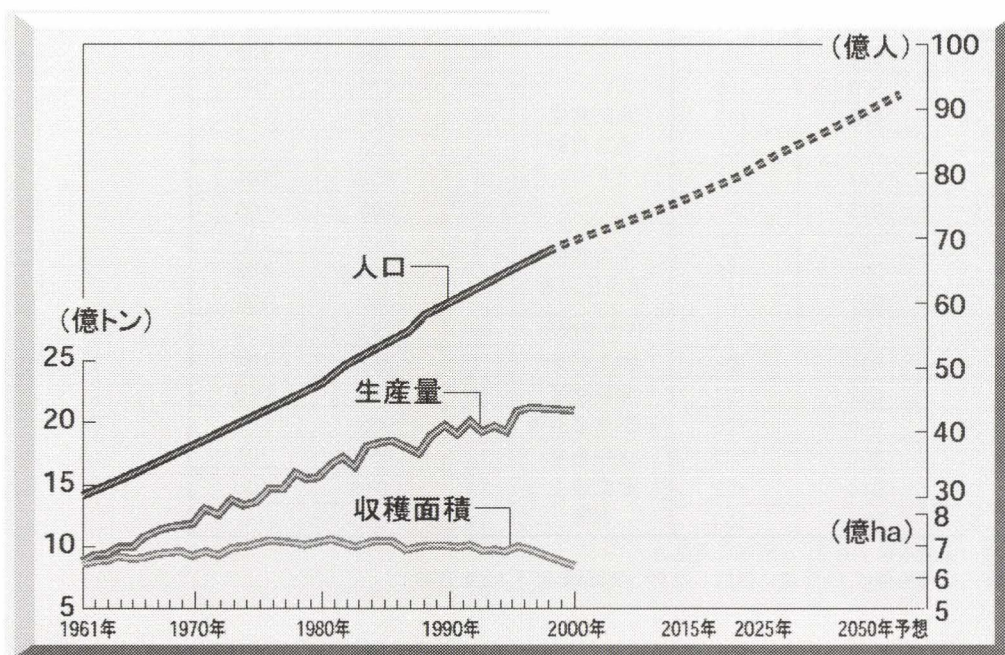
(7) 食料・農業・農村基本法下における農産物の価格・経営安定対策の概要

(農林水産省「品目別の価格・経営安定対策の概要」(H15年 4 月) より)

類型・品目	概 要
米 (自主流通米等)	- 生産調整、調整保管、計画流通制度の運営等により、需給・価格を安定 - 生産者の抛出と国の助成により造成した資金を用い、当年産の自主流通米価格が補てん基準価格を下回った場合に、その差額分の一定割合を補てん(稲作経営安定対策)
麦 (民間流通麦)	- 生産者と実需者が品質評価を反映した直接取引を行う民間流通を基本 - 生産者の経営安定等を図るため、麦作経営安定資金を交付
交付金制度 ＋経営安定対策 大豆 加工原料乳	- 市場評価が生産者手取りに適確に反映されるよう、事前に算定された一定の単価により助成 - 生産者の抛出と国の助成による造成資金から、補てん基準価格からの低下額の一定割合を補てん(大豆作経営安定対策、加工原料乳生産者経営安定対策)
交付金制度 ＋安定基金制度 肉用子牛	指定用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に国から補給金を交付。更に、合理化目標価格を下回った場合に、国、県、生産者が積み立てた基金から補給金を交付
安定帯価格制度 指定食肉(豚肉・牛肉)	農畜産業振興事業団の売買操作や生産者団体の調整保管により、一定の価格帯の中に市場価格を安定
安定基金制度 野菜 鶏卵	価格の著しい下落時に国、県、生産者の抛出により造成された安定基金より生産者に補てん金を交付
最低価格保証制度 てん菜・さとうきび でん粉原料用甘しょ ・馬鈴しょ	最低価格を下らない価格で買入れられた作物を原料として製造された国内産糖又はでん粉について、交付金支払い又は政府買入れの対象とすることにより最低価格を保証
経営安定対策 うんしゅうみかん りんご	生産者の抛出と地方公共団体及び国の助成による造成資金から、補てん基準価格からの低下額の一定割合を補てん(果樹経営安定対策)

(8) 世界の人口、穀物の生産量・収穫面積の移り変わり

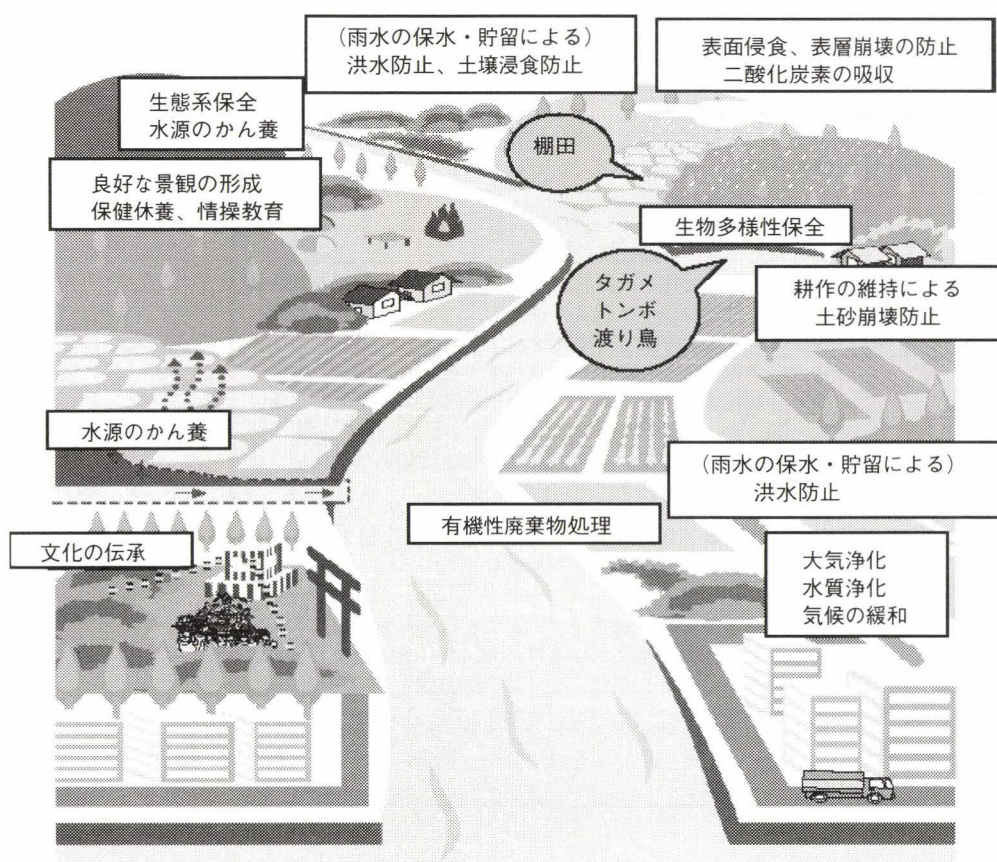
((財) 日本経済教育センター「日本の食料と農業・農村」(H14年 12月) より)



資料: 国連人口推計 FAO「FAOSTAT」

(9) 農業及び森林の有する多面的機能

(農林水産省「食料・農業・農村をめぐる現状と課題」(H16年 1月) より)



2. 基本的な考え方

(1) 農家一戸当たりの平均経営規模（経営部門別）の推移

（農林水産省「新たな食料・農業・農村基本計画」中間論点整理関係資料（H16年8月）より）

	昭35年 (A)	50	60	平14 (B)	(B/A)
経営耕地					
北海道	3.54ha	6.76	9.28	16.75	4.7 (14/35)
都府県	0.77ha	0.8	0.83	1.22	1.6 (14/35)
部門別(全国)					
水稲(a)	55.3	60.1	60.8	85.3	—
乳用牛(頭)	2.0	11.2	25.6	55.7	27.9
肉用牛(頭)	1.2	3.9	8.7	27.2	22.7
養豚(頭)	2.4	34.4	129	961.2	400.5

資料：経営耕地、水稲については「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、畜産部門については「畜産統計」、「家畜の飼養動向」

注：1）水稲の14年の数値は販売目的で水稲を作付けした農家の数値である。

2）平成14年の数値は販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家）の数値である。

(2) 農業の有する多面的機能

（大臣官房企画評価課「農林水産業ひと口メモ」（H16年12月）より）

機能の種類	評価額（億円/年）
洪水防止機能	34,988
河川流況安定機能	14,633
地下水涵養機能	537
土壌侵食（流出）防止機能	3,318
土砂崩壊防止機能	4,782
有機性廃棄物処理機能	123
気候緩和機能	87
保健休養・やすらぎ機能	23,758

3. 提言1

(1) 農協改革（経済事業改革）

（農林水産省ホームページ「農協改革の具体的取組事例」より）

○販売戦略

市場を経由しない多様な販売ルートを確立し、農家の技術レベルにあった販路を使い分けることにより農家の所得を向上させる取組	J A 甘楽富岡(優良事例全国報告会報告農協) J A 西条市
外食産業や量販店のニーズにあった農産物を農家に提案するなど企業向け契約農家を育成し、農家の所得を向上させる取組	J A 富里市(優良事例全国報告会報告農協)
直売所を設置するなど地産地消を推進し、農家の所得を向上させる取組	J A 花巻 J A マインズ J A なんと

○特産品開発

地域特産品を中心に商品開発や生産振興によりヒット商品を生み出し、農家の所得を向上させる取組	J A 秋田北央 J A 鶴岡(優良事例全国報告会報告農協) J A 馬路村
---	--

○高品質・付加価値

科学的な分析等に基づく高度な営農指導により農産物の高品質化を図り、農家の所得を向上させた取組	J A 十和田市 J A 越後さんとう(優良事例全国報告会報告農協) J A 杵築
トレーサビリティの導入等生産システムの管理により、消費者に対して安全安心のブランドを確立し、農家の所得を向上させる取組	J A あわじ島(優良事例全国報告会報告農協) J A 福岡八女(優良事例全国報告会報告農協) J A あしきた

○営農支援

農家の意見を取り入れた生産活動の支援(集出荷施設の整備等)を行うことにより、農家の所得を向上させる取組	J A 帯広川西 J A 愛知みなみ
組合員の意向把握を渉外活動や I T 整備等により強化し、農協の利便性を向上させた取組	J A みやぎ亘理 J A そお鹿児島 J A 巨摩野

○コスト削減

配送システムの一元化や予約販売の徹底等により安価な生産資材を供給し、農家の所得を向上させる取組	J A 弘前市 J A 利根沼田 J A あいち中央(優良事例全国報告会報告農協)
建設資材を使ったハウスなど独自開発により生産資材の低コスト化を図り、農家の所得を向上させる取組	J A いずも(優良事例全国報告会報告農協)

○都市農業

消費者への農業に対する理解を促進するため、援農システムの確立や市民とのふれあいの場を提供する等の取組	J A 相模原
--	---------

4. 提言 2

(1) 構造改革特区において経営に参入している法人の状況
(農林水産省「農地制度の改正について」(H17年 2 月) より)

1 組織形態・業種別

(単位：法人)

営農を開始した法人	組 織 形 態 別			業 種 別		
	株式会社	有限会社	N P O 等	建設業	食品関係	その他
68 (100%)	36 (52.9%)	18 (26.5%)	14 (20.6%)	23 (33.8%)	20 (29.4%)	25 (36.8%)

2 作物別

(単位：法人)

	合計	米麦	そ菜	果樹	畜産	花き	工芸作物	複合
営農を開始した法人数	68 (100%)	14 (21%)	30 (44%)	11 (16%)	3 (4%)	1 (2%)	—	14 (13%)

(2) 農業インターンプロジェクト紹介

((株) パソナホームページ「農業インターンプロジェクト紹介」より)

Vision 農業インターンプロジェクト紹介

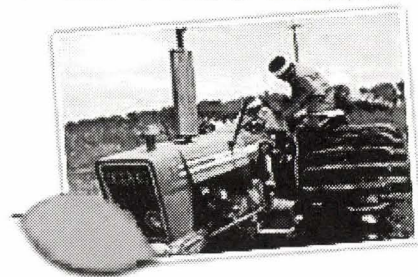
農援隊を結成

株式会社パソナは、株式会社関東雇用創出機構と共同で、大規模農業で知られる秋田県の大潟村で、一昨年の2003年9月から10月にかけて農業に関心のある中高年向けに、そして、昨年の2004年は、6月から11月末までの半年間、20~30代の若者向けに、作物の生産から販売まで農業経営を実習させる「農業インターンプロジェクト」を実施いたしました。



このプロジェクトは、これまで世襲が一般的だった農業において、他の職業と同じように就職、転職の道を切り拓き「農業分野への人材サービス」のビジネスモデルを構築すべくスタートしました。作家で、秋田公立美術工芸短期大学学長である石川好先生に坂本竜馬の「海援隊」にならって、「農援隊」と命名して頂き、隊長に就任していただきました。

ビジネスとしての農業



農業インターンプロジェクトの目的は、2つあります。第1の目的は、農作業を実際に経験することです。第2は、農業経営を実践することです。製造業や流通業という他の業種と同様の感覚で「経営」を行なうことで、今後日本の農業が目標とすべき「付加価値」を追求していけると考えます。これを実現するためには技術改革に加えて新たなマーケットや販路の開拓が必要となります。

また近い将来、株式会社による農業参入が規制緩和される見通しです。現実にはアメリカでは、農業はビジネスとして成り立っているわけです。今後、日本においても農業が大きく見直され、新しい雇用の場として多くの人が働ける可能性を秘めていると考えられます。

(株)パソナは農業分野における人材派遣のパイオニアとなるべく、農業インターンプロジェクトに真剣に取り組んでおります。

5. 提言 3

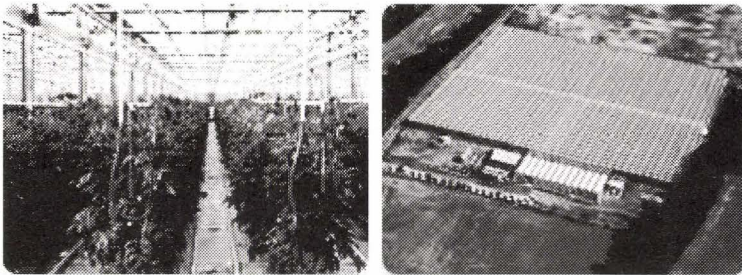
(1) 菜園の紹介

((株) カゴメホームページ「生鮮野菜事業の紹介」より)

温度と湿度、養分などをコンピューターで管理し、農薬をできるだけ少なく減らしたトマト栽培の先進技術の粋を集めた施設、それが、「ハイテクグリーンハウス」です。各自治体との協力のもと、色々なハウス栽培にて委託しておりますが、今後カゴメではハイテクグリーンハウスでの栽培を推進していきます。

美野里菜園

トマトがほぼ1年中収穫できるカゴメ初のハイテクグリーンハウス



美しい野の里・美野里町において、国内外の最新技術を駆使した新しいトマト栽培に取り組んでいます。

所在地／茨城県美野里町

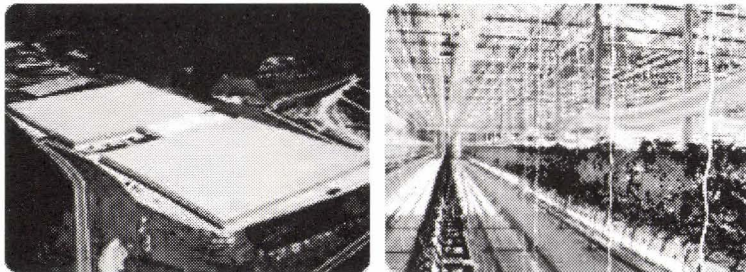
広さ／1.3ha（東京ドームとほぼ同じ広さ）

トマトの樹の本数／30,000 本

経営形態／現地農業生産法人

世羅菜園

新しい技術が詰まった西日本最大のトマト栽培グリーンハウス



企業的農業を通じ、後継者不足の解消、農地の集約、農村文化の活性化などの地域振興を目指します。

所在地／広島県世羅町

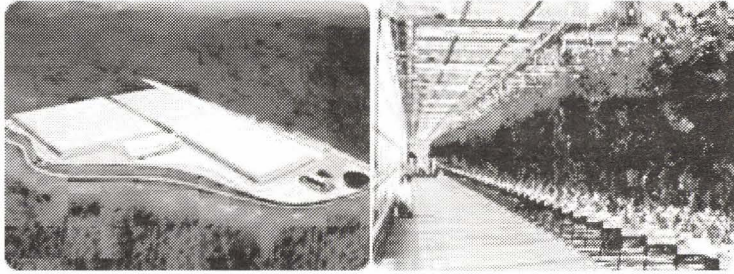
広さ／3ha（東京ドームの約2.3倍）

トマトの樹の本数／70,000 本

経営形態／現地農業生産法人

四万十みはら菜園

四国のきれいな水と空気が育むトマト栽培グリーンハウス



清流の里四万十から、国内外の最新技術を駆使した新しい
トマト
栽培に取り組んでいます。

所在地／高知県幡多郡三原村

広さ／1.5ha（東京ドームとほぼ同じ広さ）

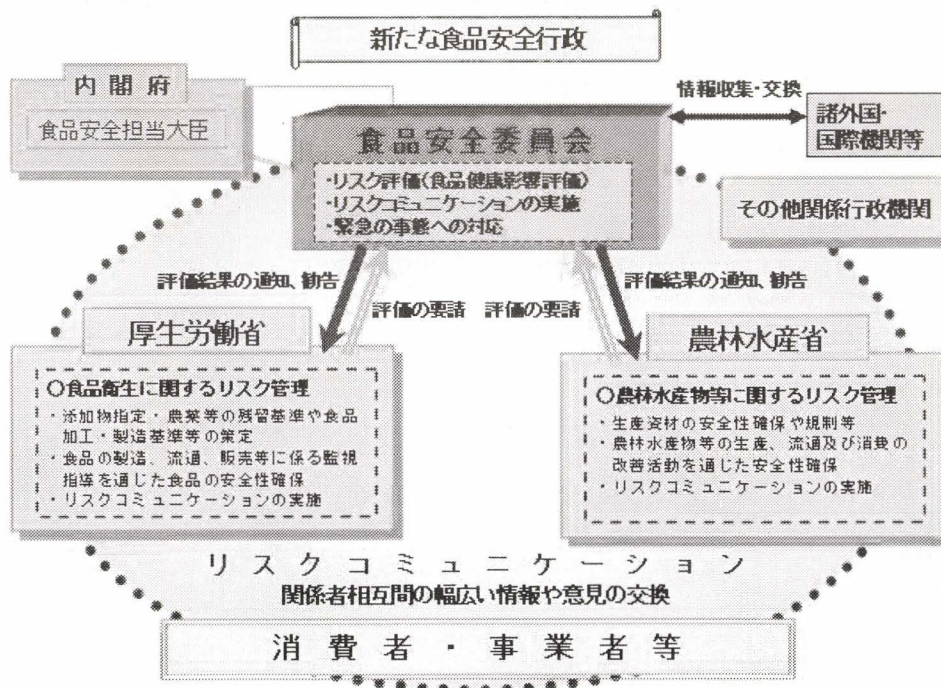
トマトの樹の本数／35,000 本

経営形態／現地農業生産法人

6. 提言 4

(1) 食品安全委員会概要図

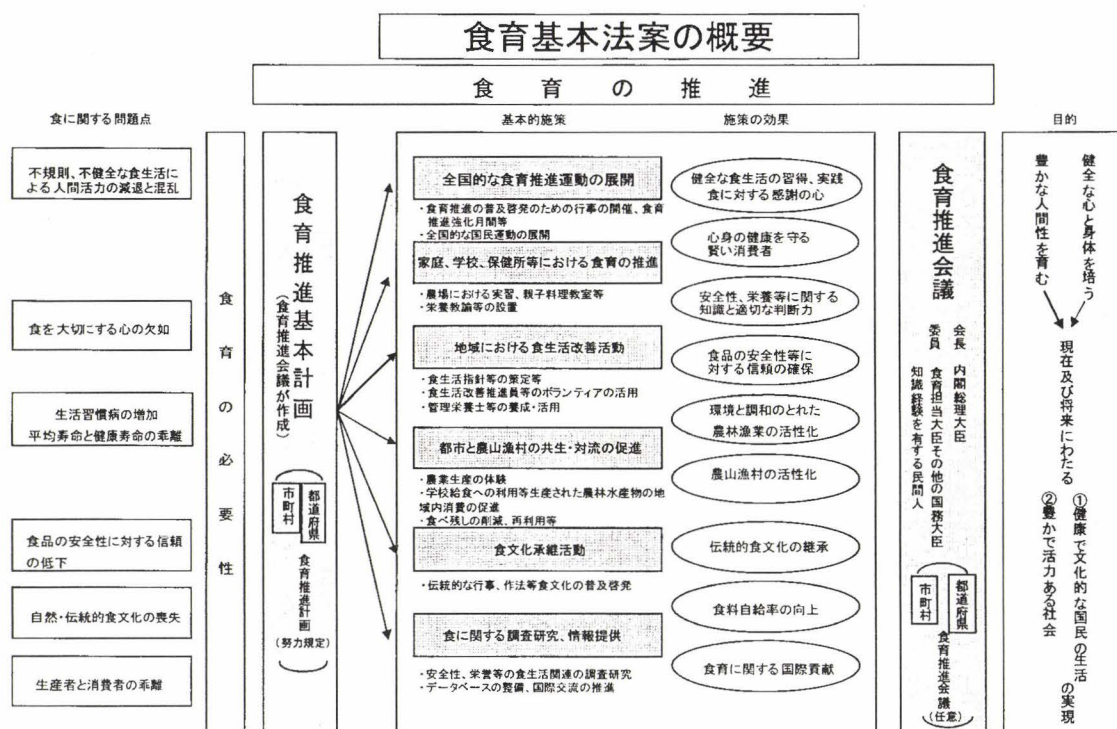
(内閣府食品安全委員会ホームページ「食品安全委員会の役割」より)



7. 提言 5

(1) 食育基本法案の概要

(農林水産省ホームページ「食育基本法案の概要」より)



8. 提言 6

(1) アジア4カ国との経済連携協定交渉に望む

(関西経済連合会・大阪商工会議所・関西経済同友会

「アジア4カ国との経済連携協定交渉に望む」(H17年1月)より)

1. 構造改革、制度整備等の推進

(1) 農林水産品・農業分野

(ア) 農林水産品の自由化

各国とのEPA実現のためには、わが国農林水産品の自由化が不可避の課題である。食糧安全保障や食品の安全性の確保などの面で一定の政策配慮は必要であるが、国民全体の利益の観点から、原則として全ての品目で自由化を推進すべきである。

タイとの交渉において、米は関税撤廃の例外品目として認められるべくタイ側の譲歩を引き出したと伝えられるが、基本的にはいつまでも例外扱いすべきではなく、自由化を進めていくべきである。例えば、ジャポニカ米については例外品目に据え置くとしても、国内産とマーケットがあまり競合しないインディカ米から関税引き下げ等を進めていくことも一つの方法である。

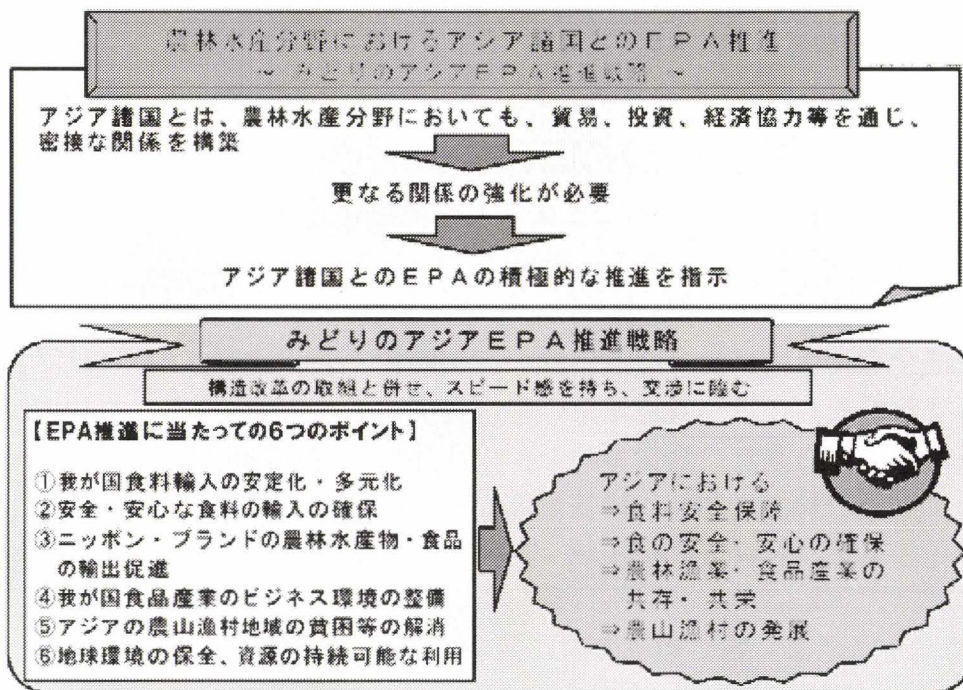
(イ) 農業分野の構造改革・国際競争力強化

農林水産省が2004年11月に公表した「みどりのアジアEPA推進戦略」や、新たな食料・農業・農村基本計画の検討内容等にみられる、食糧輸入の安定化・多元化や担い手の多様化など昨今の政策転換への動きは高く評価する。国際競争力の強化に向けて、構造改革の一層の加速を望む。

特に、民間企業の農業への参入や、現在検討中の日本版LLC(有限責任会社)等の方式による農業生産法人の導入も含め、農業の担い手の組織化・法人化による生産性向上と国際競争力強化を図るべきである。こうした思い切った構造改革により、少子・高齢・過疎に悩む地域の活性化が促進され、次代の担い手から将来性とやりがいのある農林水産業として認知されることにもつながり、ひいてはわが国の食糧自給率の上昇も期待できると思われる。

(2) みどりのアジアEPA推進戦略

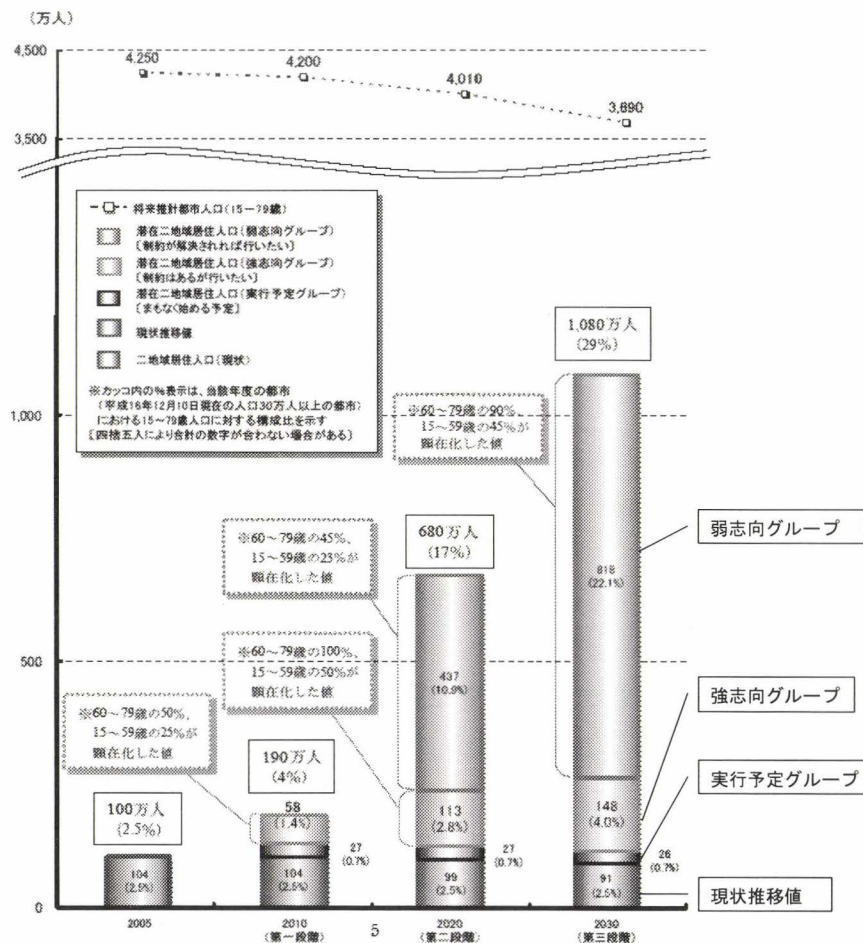
(農林水産省ホームページ「日本と各地域のFTA・EPA」より)



9. 提言 8

(1) 二地域居住人口の現状推計と将来イメージ

(国土交通省「二地域居住人口の現状推計及び将来イメージについて」(H17年3月)より)



【別添】

(10) 食料・農業・農村基本計画のポイント

(農林水産省「食料・農業・農村基本計画のポイント」(H17年3月)より)

第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

- 前計画策定後の食料・農業・農村をめぐる大きな情勢の変化を踏まえ、10年程度を見通した上で農政全般にわたる改革を早急を実施

【情勢の変化】

- ・ 食の安全や健全な食生活に対する高い関心 (BSE や不正表示事件の発生)
- ・ 多様化・高度化するニーズ (食品産業の輸入農産物依存の高まり)
- ・ 農業の構造改革の立ち遅れ (農業者の減少・高齢化、規模拡大の遅れ)
- ・ 多面的機能や農村に対する期待 (持続可能な社会の実現への要請)
- ・ グローバル化の進展 (WTO/EPA 交渉、アジア諸国の経済発展)

- 改革の推進に当たっては、特に以下の点に留意

【改革の視点】

- ・ 効果的・効率的で分かりやすい政策体系の構築
- ・ 消費者の視点の施策への反映
- ・ 農業者や地域の主体性と創意工夫の発揮の促進
- ・ 環境保全を重視した施策の展開
- ・ 農業・農村における新たな動きを踏まえた施策の構築

第2 食料自給率の目標

- 食料自給率向上に向けた取組が十分な成果をあげていない要因を検証

【動向】

前基本計画を策定した平成11年度から15年度まで、供給熱量ベースの総合食料自給率は40%で横ばい。品目別自給率も、麦・大豆以外は、横ばい又は低下

【検証】

①消費面

- ・ 「食生活指針」の取組が、具体的な食生活の見直しに結びついていない
- ・ 米等の消費拡大対策が、性別・世代別の消費動向やライフスタイルの変化等を踏まえていない
- ・ 食の安全へ関心が高まっているが、国産農産物の有利さが活かされていない

②生産面

- ・ 加工・業務用需要を含め、消費者・実需者ニーズの把握・対応が不十分
- ・ 担い手の育成・確保が不十分なこと、耕畜連携による飼料作物生産が進まなかったこと等から、効率的に農地が利用されず、不作付地・耕作放棄地が増加

○ 今回の目標設定に当たっては、上記の検証を踏まえ、生産及び消費の両面において重点的に取り組むべき事項を明確化

[重点的に取り組むべき事項]

- 消費面：①分かりやすく実践的な「食育」や「地産地消」の全国展開
②米を始めとした国産農産物の消費拡大の促進
③国産品に対する消費者の信頼の確保
- 生産面：①経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進
②食品産業と農業の連携の強化
③担い手への農地の利用集積、耕畜連携による飼料作物の生産等を通じた効率的な農地利用の推進

○ さらに、消費者・実需者の多様なニーズに対応した国内農業生産の増大を図ることが急務であることを踏まえ、カロリーベースの目標設定を基本としつつも、生産額ベースの目標も併せて設定

○ 自給率向上の取組が迅速かつ着実に実施され、できるだけ早期に向上に転じるよう、施策の工程管理を適切に実施。また、国だけでなく、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業事業者、消費者・消費者団体からなる協議会を設立し、適切な役割分担の下で主体的に取組

[関係者の主体的取組]

- ・ 地方公共団体：地域の条件や特色に応じて、地域の基幹産業としての農業の振興の取組（地域の食料自給率や地産地消の取組の目標の設定等）
- ・ 農業者：消費者・実需者ニーズを積極的に把握した農業生産を行うとともに、農地の利用集積等の取組
- ・ 農業団体：地域農産物の需要・生産の拡大や、担い手の明確化、集落を基礎とした営農組織の法人化等による地域農業の再編、地方公共団体等と連携した地域の各種目標の実現に向けた取組等
- ・ 食品産業事業者：適切な食品表示による正確な情報の提供、農業との連携を通じた食品流通の合理化や国産農産物市場開発等
- ・ 消費者・消費者団体：生産者との交流への積極的取組、栄養バランスの改善や食べ残し・廃棄の減少等の食生活の主体的な見直し等

○ 基本的には、食料として国民に供給される熱量の5割以上を国内生産で賄うことを目指しつつ、平成27年度の自給率の目標は、上記の取組により実現可能な生産と消費の水準を踏まえ、以下のとおり設定。

	平成15年度（％）	平成27年度（％）
カロリーベースの総合食料自給率	40	45
生産額ベースの総合食料自給率	70	76
主食用穀物自給率	60	63
飼料用を含む穀物全体の自給率	27	30
飼料自給率	24	35

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

食料・農業・農村をめぐる情勢の変化への的確な対応や、自給率向上に向けた施策の充実等に重点を置き、施策を展開

食料の安定供給の確保に関する施策

○ 食の安全と消費者の信頼の確保

科学的原則に基づいたリスク管理を通じ、農場から食卓までの食の安全を確保するとともに、原産地表示の推進やトレーサビリティの導入拡大を通じ、消費者の信頼を確保

○ 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進

適正な食事の摂取量を分かりやすく示したフードガイド(仮称)の策定・活用を始め、世代別の対象に合わせた実践的な食育の取組を国民運動として推進し、国民一人一人が食について考え判断できる能力を養成

○ 地産地消の推進

生産者と「顔が見え、話ができる関係」で地域の農産物・食品を購入する機会を消費者に提供するとともに、地域の農業と関連事業の活性化を推進

○ 食料の輸入の安定確保と不測時における食料安全保障

EPAの締結等を通じた食料輸入の安定化・多元化、適切かつ効率的な備蓄、食料安全保障マニュアルの点検・整備等を推進するとともに、途上国への技術協力・資金協力や食料援助、国際的な食料備蓄体制の整備を推進

農業の持続的な発展に関する施策

○ 望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保

認定農業者制度の活用により、地域における担い手を明確化し、これらの者を対象に、施策を集中的・重点的に実施

その際、集落を基礎とした営農組織のうち、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものも担い手として位置付け、小規模農家や兼業農家も、担い手となる営農組織の一員となることができるよう、農地の利用集積を図りつつ、営農組織の育成と法人化を推進

○ 人材の育成・確保等

就業形態や性別等を問わず、新規参入を促進し、幅広い人材を確保。さらに、女性の農業経営、地域社会への参画を促進するとともに、高齢者が生きがいを持って活動するための取組を促進

○ 農地の有効利用の促進

優良農地の確保と有効利用の促進の観点から、担い手への農地の利用集積を推進するとともに、

- ① 耕作放棄地の発生防止・解消のための施策の充実
- ② 株式会社等のリース方式での参入を認める構造改革特区を全国展開 等

○ 経営安定対策の確立

農業の構造改革を加速化するとともに、国際規律の強化にも対応し得るよう、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換

○ 多様な経営発展の取組の推進

農産物の加工・直売等の経営の多角化、契約栽培や環境保全型農業への取組も含んだ経営の複合化など、経営発展に向けた多様な取組を推進

米の需給調整の在り方については、農業者や産地が需要に即応し、主体的な判断により、売れる米を適量生産する姿の実現に向けて米政策改革を推進する中で、あるべき姿を構築

○ 農業と食品産業の連携の促進

今後も増大が見込まれる加工・外食用需要に対応した取組を推進するとともに、地域における食品産業関連の産学官の連携の形成や産地ブランドの振興等を通じて、農業と食品産業との結びつきや異業種の知恵の活用を強化

○ 農産物・食品の輸出の促進

我が国の高品質な農産物の特性を活かした輸出を促進するため、関係者が連携し、通年の販売促進や輸出ニーズに対応した産地づくり、EPA等を通じた輸出先国の市場アクセス改善など、総合的な取組を推進

○ 経営発展の基礎となる条件の整備

担い手による現地実証を行うことなどにより、生産現場のニーズに直結した新技術の開発・普及を進めるとともに、関係団体や都道府県による行動計画の改定・公表の取組を通じて農業生産資材費の一層の低減を促進

○ 農業生産の基盤の整備

地域の営農ビジョンに即し、担い手の育成・確保の契機となる農業生産基盤の整備や農地・農業水利施設等の適切な更新・保全管理等を推進

○ 農業生産環境施策の導入

我が国農業全体を環境保全を重視したものに転換

- ① 農業者が取り組むべき規範を策定し、それを実践する農業者に対して各種支援策を講じていく（クロス・コンプライアンス）
- ② 環境負荷の大幅な低減を図る先進的取組への支援

○ バイオマス資源の利活用

従来の利活用の中心であった廃棄物系バイオマスだけでなく、未利用バイオマスや資源作物の利活用を積極的に推進することにより、食料生産の枠を越えた農業の新たな展開を促進

農村の振興に関する施策

○ 資源保全施策の構築

農地・農業用水等を適切に保全管理するため、地域住民等が一体となり、農村環境の保全等にも役立つ効果の高い取組を促進

○ 農村経済の活性化

先進事例の全国への発信等の取組を通じ、地域の特色を活かした多様な産業の育成を図るとともに、中山間地域等では農業生産条件の不利の補正等を継続的に実施することにより、農村経済を活性化

○ 都市と農村の共生・対流

観光立国の枠組みとも連携して、グリーン・ツーリズムの取組を充実させるなど、都市と農村の共生・対流を推進

○ 快適で安全な農村の暮らしの実現

道路、污水处理施設、情報通信基盤などの生活環境の整備や、高齢化に対応した医療・福祉等のサービスの充実、治山・治水対策、土砂災害対策、道路防災対策、農地防災対策等の防災対策を推進

団体の再編整備に関する施策

関連する諸制度の在り方の見直しに併せた、団体（農業協同組合系統組織、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区等）の効率的な再編整備、団体と関係機関相互の担い手育成支援窓口の一元化を推進するとともに、地域のニーズに応じた森林組合、漁業協同組合を含む団体間の連携促進方策を検討

第4 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 食料・農業・農村政策推進本部を中心に、政府一体となった施策の推進
- 施策具体化の工程を明らかにし、政策評価を活用して計画的に推進
- 目的に応じた施策の選択と集中的実施を通じ、財政措置を効率的かつ重点的に運用
- 情報公開と国民との意見交換を通じ、施策決定・実行の透明性を確保
- 施策の効果的・効率的な推進のための体制を整備

平成16年度 農業政策委員会 活動状況

平成16年

- 6月24日 正副委員長会議
「本年度の活動方針について」
- 8月31日 講演会・常任委員会
「日本の農業政策の課題と今後の展望、近畿の農業動向」
講師：近畿農政局 局長 山川 雅典 氏
- 10月27日 京都府美山町 現地視察
美山町役場 地域振興課課長
宮島振興会事務局長 中井 洋 氏
- 12月20日 講演会・常任委員会
「食品の安全と安心～生産者と消費者をつなぐ～」
講師：雪印乳業 取締役 日和佐 信子 氏

平成17年

- 3月 3日 スタッフ会
「農業政策委員会提言案について」
- 3月17日 常任委員会
「農業政策委員会提言案について」
- 4月12日 常任委員会
「農業政策委員会提言案について」

4月25日 常任幹事会・幹事会にて 提言「21世紀の多様化社会を迎えて、農業の意義を見直そう（案）」を審議
--

4月27日 提言「21世紀の多様化社会を迎えて、農業の意義を見直そう」を記者発表
--

平成 16 年度 農業政策委員会 常任委員会 名簿

平成 17 年 3 月 28 日現在

(敬称略)

委員長	垣内 剛	西日本旅客鉄道	社長
副委員長	棕本 彦之	グルメ杵屋	社長
"	千葉 明夫	大阪府信用農業協同組合連合会	代表理事理事長
"	柳本 行雄	生活科学研究所	所長
"	福西 啓八	福西歯科口腔外科・労働衛生医事務所	院長・所長
"	近藤 純一	国際協力銀行	大阪支店長
"	福田 みほ	日動電工	社長
"	山本 絹子	パソナ	常務執行役員
"	安井 吉二	不二製油	顧問
"	堀江 信夫	ヤンマー農機	相談役
"	澤木 茂	テクノーブル	代表取締役
"	桐山 健一	神戸屋	社長
"	井垣 貴子	アートアソシエイツジャパン	代表取締役
"	山本 一樹	フィンランド・ジャパン貿易	社長
常任委員	青戸 邦嗣	大林組	本店開発プロジェクト部部长
"	木村 正文	住友商事	顧問
"	小嶋 淳司	がんこフードサービス	代表取締役
"	高橋 泰隆	安部工業所	経営企画担当役員
"	田中 康典	三洋電機	専務執行役員
"	千地 耕造	サントリー	経営企画部長
"	百田 和之	西日本旅客鉄道	総合企画本部部長
スタッフ	森 正伸	西日本旅客鉄道	総合企画本部課長
"	山中 真二	グルメ杵屋	財務部課長
"	高橋 通康	大阪府信用農業協同組合連合会	営業部長
"	青山 宏	大阪府信用農業協同組合連合会	総務部部长
"	奥山 裕之	国際協力銀行	大阪支店総務課長
"	福島 一貴	日動電工	総務部部长
"	栗本 裕司	パソナキャリアアセット	大阪支店長
"	浦上 真人	不二製油	事業戦略室室長
"	山下 宏治	ヤンマー農機	経営企画部社長室課長
"	澤木 茂豊	テクノーブル	取締役社長室室長
"	片山 敬一	神戸屋	秘書室長
代表幹事スタッフ	平山 誠一郎	大丸	経営計画本部経営企画部担当部長
"	窪井 悟	大丸	経営計画本部経営企画部担当課長
"	神原 勝彦	松下電器産業	秘書グループ企画渉外担当参事
"	甲斐 憲明	松下電器産業	秘書グループ企画渉外担当参事
事務局	萩尾 千里	関西経済同友会	常任幹事・事務局長
"	島田 忠文	関西経済同友会	企画調査部
"	谷 要恵	関西経済同友会	企画調査部

提言

21世紀の多様化社会を迎えて、農業の意義を見直そう

平成 17 年 4 月 発行

発行者

社団法人関西経済同友会

常任幹事

事務局長

萩 尾 千 里

〒530-6691 大阪市北区中之島 6 丁目 2 番 27 号

中之島センタービル 28 階

電話 (06)6441-1031

印刷所

東洋紙業株式会社

〒556-8555 大阪市浪速区芦原 1 丁目 3 番 18 号

電話 (06)6567-2111

ホームページ・アドレス <http://www.kansaidoyukai.or.jp>

